

清末東三省の幣制：抹兌と過帳

山本，進

<https://doi.org/10.15017/25842>

出版情報：九州大学東洋史論集. 35, pp.163-184, 2007-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清末東三省の幣制——抹兌と過帳——

山本 進

はじめに

明清鼎革期の戦乱で荒廢した東北南部を復興させるため、順治一〇年（一六五三）清朝は遼東招民開墾令を發して漢族移民を招き入れ、積極的に開墾を推進した。また、清初よりロシアとの緊張關係が高まったため、吉林や黒龍江の要衝に駐防兵を配置し、周圍に官莊屯田を設けた。その後移民の増加によって旗地經營が次第に圧迫されたため、政府は乾隆五年（一七四〇）に封禁令を出して移住を抑制した。それでも、一八世紀を通して奉天開墾の勢いは止まず、一九世紀には吉黒兩省の沃野にも漢族移民による開墾の手が伸びるようになった¹⁾。

改めて言うまでもなく、一九世紀までの東北開墾は荒地の開墾が中心であり、移民の大部分は農業を営んでいたものと思われる。但し、開墾前線の經濟構造が商品流通の盛んでない自給自足的なものであったと考えるのは早計である。一般に、開墾前線では生活必需品が自給できず、移民はその多くを後背地に依存しなければならなかった。東北について見ると、ここでは厳しい寒さを防ぐための棉製品を自給することが不可能であり、その大部分は内地から移入しなければならなかった。加えて開墾や農業經營のための資金、特に出稼ぎ労働者に支払う賃金も不足しがちであっただろう。従つて辺境では、移住の進展により商品流通が次第に活性化し、商人がここに引き寄せられるのではなく、むしろ商業資本が生活必需品や經營資金を補給する兵站の役割を果たすことで、始めて開墾と定住が可能となるのである。小商

品生産（販売を目的とした生産）が高度に展開した江南とはまた別の意味で、開発前線は流通に大きく依存していた。それ故、東北で活躍した商人は、市集で農産物を交易する農民的商人ではなく、遠隔地交易を営む比較的大規模な商人が中心であった。二〇世紀に到っても、東三省では市集が発達していなかった⁽²⁾。

東三省における商人の活動については不明な部分が多いが、一般的には山西商人や直隸商人が活躍していたと言われている⁽³⁾。これに対し、数の上では卓越する山東出身者は農業労働に従事する出稼ぎが中心で、商業部門での活躍は目立たない⁽⁴⁾。彼らは雜貨店として内地よりもたらされた棉布や雜貨を開拓農民に販売したり、また糧棧として粟・大豆・高粱を移出したりしていたものと思われる。糧棧はまた、収買した高粱を使って焼酒を作ったが、焼鍋（酒造業者）の大多数は山西・直隸出身者であった⁽⁵⁾。

さて、清代東三省で使用された貨幣は錢であるが、制錢はほとんど出回っておらず、大部分が錢票（商人が発行する制錢建て手形で、私帖とも呼ばれる）として通行していた。錢の計数法は、前稿「清代東錢考」で検証したように、直隸北東部と奉天では制錢一枚を六文と数える東錢が用いられ、吉林と黒龍江では制錢一枚を二文と数える中錢が用いられた⁽⁶⁾。錢票の発行に法的規制はなかったが、焼鍋のような有力商人や錢舖（両替商）が発行することが多かったようである。通常、紙幣は貨幣経済が相当に発達した段階で登場するものであると考えられるが、先に述べたように、東三省は開發前線として商品流通が発達しており、また紙幣の動きも基本的に棉布・雜貨移入と穀物移出に伴って開拓農民と發券商人との間を往き来するだけであるから、東三省で錢票が主要な交換手段となったのも何ら不思議ではない。一般に、錢票は發券商人の營業範圍内のみで使用されるものであり、滿州事変後も県流通券という形で使われ続けるのであるが⁽⁷⁾、前稿で述べたように、一九世紀前期に奉天省金融の結節点であった蓋平県で発行された錢票は、現錢との兌換が困難であるにもかかわらず他都市でも遍く通行した。

ところが、一九世紀末に至ると通貨事情は大きく変貌する。ロシアや日本の帝國主義的經濟進出を防遏するため、清朝は奉天官銀号（後の東三省官銀号）、永衡官帖局（後の吉林永衡官銀錢号）、広信公司（後の黒龍江省官銀号）を設

立して官帖と呼ばれる紙幣を発行し、ロシアのルーブル紙幣や横浜正金銀行の鈔票と対抗して通貨発行権を守ろうとした。ロシア革命で前者が脱落してから満州事変までは、金融の主導権をめぐり張作霖・学良政権と日本との間で激しい確執が繰り返されたのである。

清末から満州事変に到るまでの東北貨幣史は、これまで日本経済史あるいは近代中国東北史の側から、日本帝国主義の拡張と張政権の抵抗という視点で論ぜられることが多かった⁵⁰⁾。しかし一九世紀末までの状況についてはほとんど検討がなされておらず、事実の誤認さえ見られる。たとえば、石田興平は吉林では焼鍋の発行する私帖が納税にも使用されていたと述べているし、安富歩も石田説を継承する⁵¹⁾。同治以降、一部の地域で雑税の私帖納税が行われたのは事実であるが、特定業者の振り出す私帖が国家に信任され、受領されていたわけではない。本論で詳述するが、石田の言う焼鍋票とは私帖ではなく、咸豊期に政府が発行した官錢票のことである。また、安富は私帖の盛行を東北の内地に対する貿易赤字傾向から説明するが、前稿で述べたとおり、東三省では乾隆期から私帖を用いていたのであり、制錢が充実していた時代はない。総じて、従来の研究は一九世紀までの東北経済を近代との距離から捉えがちであり、その中に内的発展の到達点を見出そうとはしてこなかった。

このような研究史上の不備を克服すべく、本稿では一九世紀後半から辛亥革命前夜までの東三省、特に奉天・吉林両省の貨幣・金融史を、主として中国側（漢文）史料を用いて、中央政府および各省当局の通貨政策という視点から論じる。議論の俎上に載せるのは、第一に、咸豊初における官錢票の発行と、それが惹起した同治以降の抹兌錢帖の盛行現象について、第二に、抹兌錢帖を更に発展させた預金通貨の普及と政府の対応についてである。地域別に見れば、第一の論点は吉林を、第二の論点は奉天を、考察の対象としている。

一 咸豐票鈔の発行

咸豐三年（一八五三）二月、政府は太平天国鎮圧に対する軍事費を補填するため、二種類の紙幣すなわち戸部官票（銀票）と大清宝鈔（錢鈔）を発行した。これらは何れも現銀や現錢の兌換券であり、建前上は納税にも使用することができたが、財政難にあえぐ官庁は受領を拒むことが多く、発行直後より価値が下落し、数年後に整理された¹⁰。銀票や錢鈔は主に京師で使用されたようであるが、政府は各省にも官錢総局や分局を設置し、票鈔の通行を強制した。だが福建・陝西・山西で若干の努力が払われたものの、各省は概ね陽奉陰違の態度で臨んだ¹¹。

吉林では、咸豐四年七月、將軍景淳が「吉林では俸餉や雑支などの経費が毎年およそ銀三二万両必要である。これらは本省が徴収する地丁等銀・各項地租・焼鍋票錢により確保しているが、不足する銀は京師から酌撥領運されている」と上奏しているように¹²、餉需の一部を焼鍋票錢で確保していた。景淳は翌五年一二月の奏摺でも、「昨年戸部より頒布された官票銀四万両については、雑支の項目において銀と一定の比率で支出し、また軍民に曉諭して行使させたが、商賈はこれを畏途と見なし、錢を票に換えることを肯んじなかつた」ので、「庫内の現存官票銀七千余両・焼鍋票銀五千余両・焼鍋票錢二万余吊」を通済字号官錢舖の兌換準備金に充て、票法の暢行を図りたいと述べている¹³。この通済官錢舖こそ、東三省で最も早く設置された官錢局なのである。しかし景淳が語るように、銀票や錢鈔は建前上正貨（銀錢の兌換券）であつたが、民間では戦時国債のような有価証券と見なされ、買い手はほとんど付かなかつた。一方、華北や東北では、現錢の輕齋手段として錢票（私帖）が広く行使されていた。そこで政府は、銀票や錢鈔が容易に受領されないことを見越して、あらかじめ主要都市に官錢舖を設立し、これら票鈔を兌換準備金とした錢票（官帖）を流通させようとしたのである。つまり民間の私帖行使慣行に票鈔を滑り込ませ、票鈔の信頼性の低さを糊塗したのである。

ここで注目すべきは、吉林省が備蓄したり民間より徴収したりする票鈔の中に、銀建てや錢建ての焼鍋票が見られる

ことである。前述のように、石田興平はこれを焼鍋の発行した私帖であると捉えた。だが、これは私帖ではなく票鈔のことである。それでは何故特定の票鈔が焼鍋票と呼ばれ、他の票鈔と弁別されているのであろうか。

清代東三省の焼鍋は基本的に自由営業であり、牙税や当税のような営業税は課せられておらず、従って焼鍋票銀・銭は税目ではない。政府が流通を統制していたのは、人參である。奉天・吉林両省東部から朝鮮北部にかけての山間で採取される人參は漢方薬として重宝され、政府は劊夫と呼ばれる採掘労働者に参票と呼ばれる許可証を發給して、毎年一定量の人參と税銀を納めさせていた。ところが濫掘により採取が次第に困難となったため、劊夫の生計が悪化し、参票の受領者がなくなってきた。そこで政府は奉天・吉林で経済力を増しつつあった焼鍋に目を付け、乾隆初より彼らを劊夫の保票人（保証人）として、更には参票の引き受け手として取り立てた。要するに参務の行き詰まりを焼鍋に肩代わりさせたのである¹⁵。因みに、奉天では嘉慶五年（一八〇〇）より、黄酒の醸造業者にも趨の購入量に応じて参票を受領させるようになった¹⁶。それ故、景淳の言う焼鍋票銀・銭とは、焼鍋に引き受けさせた参票に対して課せられた税銀・税銭のことであり、この「票」は錢票すなわち紙券ではなく参票すなわち許可証を指している。但し、景淳は鈔法について論じているので、これらの税は参票を課税対象とし、焼鍋より（現銀や現錢ではなく）票鈔＝紙幣で徴収されたものである。

一方、政府は人參資源の回復を図るべく、咸豐三年より光緒六年（一八八〇）まで吉林・三姓・寧古塔の産參山場を封禁した。その結果、人參の現物納は停止されたが、一方焼鍋票は純然たる焼鍋の営業税と見なされ、高額の票錢およびその津貼（附加税）が課せられるようになった。吉林庁・長春庁における嘉慶一六年の焼鍋票は一五〇張、票課は毎張中錢五〇〇吊であったが、次第に増額され、道光五年には一〇万八〇〇〇吊に、道光二九年には一八万九〇〇〇吊に達した¹⁶。

しかし過重な負担に堪えられなくなった焼鍋は相次いで事業を停止し、道光五年以前には一〇〇家―八〇家存在した焼鍋は、道光二九年の増額後は七〇余家に減り、咸豐三年には五一家、翌四年には四〇家にまで落ち込んだ¹⁷。咸豐四

年、景淳は津貼を停止して税額を一〇万八〇〇〇吊に戻すよう奏請したが、それでも「近來商運通ぜず、酒勛多くは滯り、力無き者は陸統荒閉し、現設したる者も資本消磨し、特だ続増の十八万九千吊、力の完むる能わざるのみに非ず、即ち本年減交の十万人千吊も、半ば借貸より出す」という有様で、焼鍋は減額された票錢さえ自力で支払うことが困難であった¹⁸。俸餉の確保と穀物の円滑な売り捌きに支障が生じることを恐れた景淳は、咸豊七年、再度票錢を原額に戻してその受領を促し¹⁹、また奉天に倣って日捐・釐捐を導入した²⁰。

話を戻すと、官票や錢鈔、そしてそれらを兌換準備として発行された官帖は数年で壅滞し、政府も鈔法の失敗を認めざるを得なくなつた。同治二年（一八六三）、山東省は銀錢鈔での納税を廃止し、奉天省も戸部の咨を受けて鈔票の収放を停止した。但し奉天では、従来官票で支出していた費目については、今後も半額を官票で行い、官票一両につき現銀二錢五分を支払っている²¹。支払対象者に負担を強いてはいるが、同省もまた鈔法から撤退しつゝあつた。

ところが、吉林省は少々事情が異なつた。同治三年、ある者が「吉林では、荒地を承領した攪頭の王永祥が協領の常明・富全・明祿らに巨万の賄賂を送り、地租京錢三〇―四〇万吊の約半数を滞納している。王はまた明祿の妻の弟巴克喜と結託し、焼鍋が票課納付に要する鈔票を高値で売り付け、私腹を肥やしている。更に徴収された釐金を使い込み、普隆當舖などの店を開設し、莫大な釐捐や団練経費を私物化している。將軍景綸（景淳）も焼鍋より賄賂を受け、草市に通済錢舖を開設して、明録の支配下に置かせている」と告発した²²。明祿については、他に「將軍景綸の信頼を盾に、銀庫を私物化し、各地から送られてきた錢糧を自分が開設した義誠店に運び入れ、兵丁に支払うべき給与を銀鈔で搭放（給付）して、現銀を着服した」という告発もなされた²³。調査に当たつた給事中劉毓楠は、筆帖式巴克喜については、官庫の錢八万七千吊を自分の當舖で運用した罪で革職治罪処分を下し、協領明祿については、官錢舖を管理する立場を悪用し、焼鍋の于焯堃に支払うべき官錢を欠いた（高値で鈔票を買わせた）罪で革職処分を下すよう、また常明と景綸は無実であるが、監督不行届により議処するよう、上奏している²⁴。

この事件から読み取れるのは、第一に、吉林省の財政収支の相当部分が票鈔で決済されていること、第二に、票鈔の

額面価格と実勢価格は相当乖離しており、官員がその威勢を盾に、人民に対し不利な貨幣使用を強制して私腹を肥やしていることである。たとえば兵丁は、給与の一部を票鈔で支払われていたが、実銀支給部分も、明禄によつて票鈔支給に変えられていた。焼鍋もまた明禄により価値の下落した錢鈔を正価により近い価格で買わされていた。このように、咸豊期の鈔法は国家による収奪を強めただけでなく、官員の不正行為も惹起し、経済を大きく混乱させてしまった。そこで各省は同治初に鈔法を廃止したが、吉林だけは財政に深く食い込んだ票鈔制度を容易に取り除くことができなかったのである。

それでは何故、吉林省だけが鈔法の桎梏に苦しんだのであろうか。同治三年の疑獄では、巴克喜が普隆當舖を、明禄が義誠店を、景綸が通濟錢舖すなわち通濟官錢舖の支店を開設し、ここで公金を運用して利益を得ていたと告発されていた。それが事実であつたか否かはさておき、当時の吉林に在つては當舖（質屋）や錢舖の経営が極めて有利な儲け口と観念されていたことは確かであろう。これらは何れも金融業者である。吉林ではこの頃、開発の進展によつて流動性が不足し、當舖や錢舖が私帖を大量に発行しつゝあつた。従つて銀票や錢鈔もまた現銀や現錢の補完物として一定の需要を有していたのである。

とは言え、吉林省でも票鈔は回収され、世紀末に復活するまで官帖は姿を消した。そしてその空隙を埋めたのが私帖であつた。

二 抹兌錢帖の流布

現銀や現錢がもたらさなかつた東三省、特に吉林や黒龍江では、私帖（錢票）が貨幣として広く行使されていた。錢票は商人の発行する一覽払い手形であり、発行元が破産すれば無価値になる危険性はあつたが、現錢との間に打歩が発生することはなかつた。ただ、錢票は十分な兌換準備が無いまま過剰に発行される傾向があり、蓋平錢票のように現

錢と兌換しないことを券面に明記したのもあった。吉林もまた、兌換準備の乏しい抹兌錢帖と呼ばれる私帖が広く通行した。

吉林で抹兌錢帖の弊害が議論されるようになるのは、光緒初期頃からである。光緒九年（一八八三）、署理吉林將軍玉亮らの上奏によると、「街市で行使される憑帖というのは、本来現錢が稀少であるため、藉りて流通の助けとするものである。したがって資本の多寡に応じてこれを発行し、帖を呈示されたら直ちに現錢を支払うべきこと、各省皆同じであり、抹兌錢帖など聞いたことがない。ところが吉林省では、奸商が利を貪るためこの名前を創り出した。当初は広く通行し得なかったが、光緒五・六年以来、憑帖の多くが抹兌となった。現錢が支払われなくなったので、物価や銀価は日を追って上昇している。郷村の農民は都市に赴いて穀物や柴草を販売するのだが、終日腹を空かせて駆けずり回っても、僅かに一枚の空帖を得られるのみで、一錢たりとも兌換して飲食の代金とすることができず、住民らは非常に苦しんでいる」とあり²⁵⁾、彼は光緒五・六年頃から吉林で抹兌錢帖が登場したと訴える。

玉亮によると、抹兌とは「現錢措不開発」すなわち兌換を渋って現錢を支払わないことを意味している。一方、抹兌の辞書的意味は割引することであり、強いて兌換しようとするやと相当の割引を要求された²⁶⁾。当時の吉林では貨幣需要が極めて旺盛であったため、このような不換錢票でも取付を起さずに流通させることができたが、銀や諸物産に対する価格は当然下落し、抹兌錢帖インフレとでも呼ぶべき現象が発生していた。

玉亮は抹兌錢帖の登場を光緒五・六年頃と見ていた。ところが、光緒一〇年、吉林將軍紀元らの上奏によると、「吉林では現錢が不足するため、以前から荒地の租賦の一部を憑帖で支払うことを認めていたが、同治四年、署將軍卓保が雜稅・土稅・燒鍋票課・釐捐についても、二割現錢・八割抹兌での納付を認めた。同治一〇年になると、市中から現錢がほぼ払底したので、將軍奕榕が燒鍋票課の全額抹兌納付を許した。光緒四年には釐捐を貨釐に再編したが、これも全額抹兌納付を許した」などとあり²⁷⁾、同治年間より既に抹兌が存在し、吉林將軍衙門も抹兌での地租・雜稅・釐金支払いを許可していたことを認めている。彼はまた、抹兌の成り立ちについても、たとえば甲舖が買い物をして帖で支払い、

買い手は乙舗に赴いて換金しようとするが、乙舗は現銭が無いため、また一帖を振り出すという具合に、転々と負債の付け回しをすることから発生したものと捉えている。

負債の付け回しが恒常化すると、商人は錢帖の發券さえ省略するようになり、振替勘定で自己の債権と債務を相殺するようになる。大谷彌十次『滿洲ニ於ケル支那側金融機關ト通貨』(南滿洲鐵道株式会社總務部調査課、一九一九年)によると、「最初ハ民間ニ於テ随意發行セシ憑帖ト稱スル錢票ニシテ、初ハ之ト引換ニ現錢ヲ交付セシカ、後遂ニ振替勘定ノ方法ヲ採リ、現錢ヲ得ントセハ、多大ノ割引ヲナスノ惡弊ニ陥リタル」(六一頁)とあり、後述する過帳のように、抹兌は錢舗などが振り出す預金通貨に近づいていった。

民間の錢票がいつ頃から抹兌になったのかを史料から特定することは難しい。ただ、吉林では咸豐三年より政府が官錢舗を設立し、票鈔を兌換準備とした官帖を發行していた。これに倣い、おそらく民間でも票鈔を兌換準備とした私帖を振り出していたのだろう。票鈔は名目上は兌換券であるが、実勢価格は大幅に下落していたので、官帖や私帖を現銭に兌換する際には大幅な割引がなされていたものと推測される。すなわち、錢鈔の登場とともに抹兌錢帖が出現したのである。石田興平によると、同治四年、阜保は銀票の兌換に対し、二割を現銀、八割を不換紙幣で交付する規定を設けたが、この交換比率は他の取引でも適用され、官銀票は二八現票とも呼ばれるようになったとある²⁸⁾。もしそうだとすると、抹兌慣行はいよいよ政府が率先して始めたものということになるだろう。政府は鈔法から撤退した後も、吉林市場へ現銀や現銭を追加投入しなかったため、またこの頃吉林の貨幣需要が急膨張したため、官によって始められた抹兌慣行は民間に継承されたものと思われる。現銀や現銭の不足は東三省共通の事情であったにもかかわらず、吉林だけ抹兌錢帖が普及したのは、奉天や黒龍江では官帖があまり發行されなかったからであろう。

通貨政策における政府の不作為は、金融市場を混乱させただけでなく、巡り巡って省財政にも悪影響を及ぼすようになった。すなわち、現銀や現銭が市場から姿を消したため、地丁はともかく、雑税の一部ないし全部を抹兌錢帖で納付することを渋々認めざるを得なくなったのである。玉亮の上奏も希元の上奏も、意図するところは人民の苦累の除去で

はなく、抹兌納税の禁止であつたが、同治一一年にも吉林將軍奕榕が、市中に現錢が不足しているため、やむを得ず税課・釐捐・燒鍋票課の八割を抹兌で收納することを奏請しているように²⁹⁾、当時の吉林では現錢での税捐徴収は事実上不可能であつた。

先の上奏によると、玉亮は光緒八年六月に抹兌錢帖の通行禁止命令を下したが、錢舖が猶予期間を求めたため、実施を翌九年正月にずらせて施行した。そして今後は、憑帖一〇千につき現錢二千の兌換に應ずるよう命じた。だが、翌年の希元の上奏によると、「昨年三月、將軍銘安が抹兌の名目を永遠に嚴禁したが、この時本省が徴収した燒鍋票課・釐捐・斗税・雜土各税は、抹兌錢帖で四十余万吊にも達していた」とあるように、抹兌錢帖は吉林財政に深く食い込んでいた。錢舖もまた、過帳（預金通貨）を創出して現錢不足に対応していた。そこで希元は、長春庁燒鍋票銀・釐捐・斗税は当面錢建て納税を続けるが、雜税・土税・荒地租賦については銀建て納税に変更すること、銀貨を鑄造して市場に供給することを奏請した。但し、希元は銀円ではなく、銀兩建て足色紋銀で銅錢に似せた銀錢の鑄造を構想している。吉林機器局は光緒八年には一兩・半兩の銀錢を、光緒一〇年には一兩・七錢・半兩・三錢・一錢の銀錢を鑄造した³⁰⁾。

ところが、希元の銀貨鑄造案に対し、吉林の紳商らは制錢の鑄造を請願した。希元は銅錢の鑄造經費は千文あたり三百數十文も必要であるとして難色を示したが、紳商らは現在の七釐貨捐に加え四釐貨捐の徴収を認めることで、鼓鑄經費を補いたいと申し出た³¹⁾。商人層も抹兌錢帖の盛行は好ましいことではないと認識しており、彼らは多少の費用負担を甘受してでも現錢の鑄造を望んだのである。そこで希元は、光緒一二年冬に宝吉局を設置し、四釐貨捐を原資として制錢の鼓鑄を始めたが、やはり量産は不可能であつたらしい。そこで後任の吉林將軍長順は、光緒一四年、上海にて制錢數十万串を買い付けて吉林に移入すべしと奏請した³²⁾。

この提案は実施に移され、費用は千文あたり二百数十文で済んだ。そこで長順は、光緒一八年、四釐貨捐を原資として、再度江蘇省から制錢を買い付けることを奏請した³³⁾。ところが政府は、江南でも制錢が不足しているという理由により、これを許可しなかつた。このため、長順は買付先を江蘇・浙江・福建・広東に分散して再申請している³⁴⁾。しか

し実施に移された形跡はない。

同じ頃、直隸や奉天でも制錢が欠乏していたが、この地方では錢建て私帖でなく、銀建て私帖が通行していた。光緒一三年、署津海道劉汝翼・天津道胡燏棻・東海関道盛宣懷・署山海関道廷彦の直隸総督李鴻章に対する報告によると、「天津の市面では現錢が甚だ少なく、ただ錢帖によって交易している。先には商舖による現錢の囤積居奇を禁じたが、釐金局は錢帖銀両によって徵税を行っている」「營口の釐金徵收も錢帖銀両を用いており、現錢が行使されていない状況は天津と同じである」などであり、渤海沿海部では錢帖銀両すなわち銀券が通行し、釐金も銀券で徵收されていた。おそらく東南諸省への大豆移出などの影響により、天津や營口は錢遣いから銀遣いへ転換したのである。二〇世紀に入ると、奉天は銀建ての奉天票を使用し、吉林・黒龍江は都市部を除き錢建ての官帖を通行させるが、その分岐は光緒前期に始まっていたのである。

三 過帳制度の普及

光緒二〇年（一八九四）、日清戦争が勃発すると、盛京將軍裕祿は奉天に華豊官帖局を設置し、戸部撥款八万両を準備金として東錢建て錢帖を發行した。しかし局の欠損が甚だ多かつたため、光緒二二年、將軍依克唐阿は華豊官帖局を廃止して錢帖を回収するとともに、広東や湖北の例に倣って大小銀元（現大洋・現小洋）の鑄造を開始した。だが、官帖局の廃止により市場に出回る貨幣量が減少したため、依克唐阿は光緒二四年、新たに華盛官帖局を設立し、銀元を準備金として銀帖を發行した¹³⁰。一方吉林では、濫發された私帖を整理し、併せて急増するルーブル紙幣を防遏するため、光緒二四年、將軍延茂が永衡官帖局を開設し、銀元建て官帖を發行したが、光緒二六年には中錢建て官帖に切り替えられた¹³¹。官帖の登場により私帖の通行は禁止されたが、二〇世紀以降も、焼鍋が私帖を發行している事例は数多見られ

吉林官帖は政府機関である華盛官帖局が発行する一覽払い手形であり、建前上現錢との兌換が可能であつたが、実際には咸豐鈔票や抹兌私帖と同じ不換紙幣であつた。また、省財政を補填するため、私帖より濫発される傾向が強かつた⁽³⁹⁾。それでも、官帖が広く通行し得たのは⁽⁴⁰⁾、吉林農村部での貨幣使用形態が非常に單純だつたからである。清末の吉林は開發の最前線であり、開拓農民は雜貨店より棉布などの生活資料や農具などの生産資材を購入し、糧棧に大豆・粟・高粱を販売してこれを償つていた。多くの地方では、商人は雜貨店・糧棧・燒鍋・油房などを兼営しているから、錢帖は農民と農村商人との間を往來するだけであつた。『滿洲に於ける私帖』(南滿洲鐵道株式会社東亞經濟調査局、一九二九年)によると、私帖の「多くは秋冬期間穀物其他の土產品買入に際し巨額の流通を要する場合其不足を補ふため、一時の便宜上より發行せられ後日該貨物を市場に売りて之れを回収するか、或は春季農業資金を貸付け、秋季收穫を俟て回収するを例とし、又當舖・錢舖等も同様通貨の不足を補ふ為め比較的短期間の流通を目的とし發行せらるゝもの」(一八頁)であり、官帖はこれに取って代わつただけであつた。

このような單純な流通構造の下では、官帖・抹兌私帖・過帳など兌換が困難な通貨でも、發行元に一定の信用があれば容易に通行する。過帳とは抹兌とともに禁止の対象となつた預金通貨であり、錢舖のような金融機関が債務者の預金を債権者の口座に振り替えることで、帳簿だけで決済を処理する制度である。農村部での過帳は史料を見出せなかつたが、都市部では蓋平の抹銀、盛京の過碼銀、長春の抹錢などが有名である。

蓋平の抹銀とは當口の過爐銀に酷似した取引手形であり、錢舖を介して帳簿上の振替決算を行うものである。抹銀の決算期は年三回あり、本来銅錢で決済されるが、日露戦争後は小銀貨が使用されていたらしい。抹銀には公定相場があるが、過爐銀と同様、毎日の相場は決算期までの金利を控除して決まる。つまり決算期が近づくほど抹銀の価格は上昇し、当日に同一価格となる。但し景氣の変動で価格が高下することもある。決算期が来ても現銀を引き出さず、過卯銀のように打歩を加えて次の卯期に繰り越すことを過帳(過帳)という。抹銀は常時現銀との兌換が可能であるので、錢舖を介した抹銀の投機的売買が頻繁に行われた⁽⁴¹⁾。

盛京（奉天）の過碼銀も営口の過炉銀と同じ性質のもので、錢舗の帳簿上における過帳（過帳）すなわち振替勘定により現金の授受に代用するものである。日露戦争後までに過碼銀が禁止されたので、代わって票銀が使用された。票銀とは商家が相互に発行する約束手形で、紅飛子と呼ばれる一覽払い手形と期飛子と呼ばれる定期払い手形とがあった⁴²⁾。光緒三四年、盛京將軍趙爾巽によって過碼銀は禁止されたが、東三省總督徐世昌によると、この措置に不満を持った商人が遼陽で虚帖を発行したとある⁴³⁾。これが票銀なのであろう。民国『遼陽県志』卷二七、実業、錢幣の項によると、この票銀は虚帖と呼ばれる東錢建て錢票で、七吊で銀一円と交換できる便利なものであったが、濫発により価値が下落し、官によって禁止されたという。なお宮下忠雄は、奉天省における過炉銀と似た預金通貨として、奉天の瀋平抹兌銀（票銀）、錦州の錦平抹兌銀、蓋平の抹銀を挙げ、蓋平抹銀は一九三〇年代にも存在していたと述べている⁴⁴⁾。

長春の抹錢もまた営口の過炉銀と同じ預金通貨で、帳簿上の振替決算により貨幣を節約するものである。抹錢は制錢建ての債権で、自由に転売できるが、蓋平の抹銀と異なり、決算期（卯期）が三・六・九の付く日と頻繁に行われる。決算は銀市によって行われ、現金の授受は商務總會の発給する錢牌子という木牌によってなされる。抹錢の売買は全て錢舗によって行われるが、錢舗は振替決算をするだけで、手形を発行することはない。決算期に支払われる現金と抹錢との間に開きが生じると、三日ないし四日後の次回決算期までの利息を付けて延期する。これを官帖利と呼ぶ。官帖利の騰落は決算期の如何によらず、むしろ市場における官帖の多寡によって生起する⁴⁵⁾。

ここで注目されるのは、長春抹錢が営口過炉銀や蓋平抹銀としておそらく盛京過碼銀と異なり、卯期が三、四日と極端に短いことである。本来、預金通貨制度には卯期を設定する必要はなく、過炉銀にも光緒九年（一八八三）まで卯期はなかった。年数回程度の卯期が設けられたのは、銀炉の過振りを抑制するためである。従って長春抹錢に数日の卯期が設けられているのは、過振り防止のためではない。それは兌換の対象となる官帖の価格が常に乱高下し、官帖利を求めて抹錢が投機的に売買されるからである。官帖価格が下がっている時に官帖で抹錢を買い入れ、官帖価格が反騰した時に抹錢を売れば、瞬時に多額の官帖利が得られるであろう。長春抹錢は預金通貨としての機能より、むしろ官帖の投

機的売買手段としての機能を担っていたと言えよう。そしてその決算は売買を行っていたのが銀市である。

長春の銀市は西四道街の財神廟内で午前中に開かれ、銀錢相場、抹錢の決算、為替の売買が行われ、毎日百名以上が銀市に集った^{〔註〕}。前稿で考察したように、清末民国期の奉天省では當口過炉銀為替を売買するため、集散地で銀市や錢市が開かれていた^{〔註〕}。このように、銀市は日々価格が変動する現銀・預金通貨・銀券・銅貨・錢帖を投機的に売買する（現物・先物）貨幣取引所として東三省で急成長を遂げていた。

これに対し、政府は銀円や官帖の価格安定を図ろうとした。光緒二十五年（一八九九）、護理盛京將軍文興らの上奏によると、某人が「奉天官錢局が鑄造した銀円の価格は、省城内では高いが城外では安い。これは官錢局の作為によるものではないか」と訴え、善処を命じられた將軍依克唐阿は、省城の承德県で銀円価値を下げるよう告示を出すとともに、上海に委員を派遣して銅を買い付けさせ、銅錢の鼓鑄を始めた。事情を調査した後任將軍の文興は、省城では糧価も銀価も高騰し、流通を阻害していること、誠に原奏の言う通りであったが、しかしその原因は現錢の不足と錢帖の壅滞によるものであり、銀円の公定価格が高いせいとばかりは言えないと反論する。その理由は、依克唐阿の原案では、官錢局鑄造の銀円は各県の市平銀価格に連動させるもので、もし市平銀一両の価格が東錢一〇千であれば、銀円一円は市平銀七千四分三釐東錢七三〇〇―七四〇〇文と定め、毎月一日と一五日に、銀相場に照らして地方官が公定価格を布告するというものであり、銀価は官定とは言え、實際は商定に他ならないからである。銀価が省城で高く城外で安いのは自然の理であり、また目下省城では銀価高騰につられて外国円や外省円の流通量が本省円の数倍に達しているが、これらは本省円と同価格で通行しており、官錢局公定価格は実勢価格に近いというのが、文興の見解である。

では、省城の異常な銀不足を文興は如何にして解決しようとするのか。文興が馭巡道各司・協領・承德県知県・各局所の委員を召集して意見を述べさせたところ、署承德県知県増韞が提案した銀価固定相場制と通貨先物取引弛禁の二案が最も適切であったと言う。増韞が文興に具申した内容は、「奉天では現物の銀錢が異常に欠乏するため、従来商民が官の許可の下に期行を設置して交易の助けとしており、今日まで弊害は無かった。軍興（日清戦争）以後、現錢の不足

により商帖が発行されなくなり、市中では期行の銀錢で決済されるようになった。ところが奸商が現銀・現錢の不足を口実に期銀・期錢の買空売空を行ったので、訴訟が起こり、期行は遂に禁止された。銀円が鑄造された現在でも、流通範囲が狭隘であるため、商民は雜種の銀貨に不便を強いられ、また銀價格の乱高下に苦しんでいる。また各都市の銀行も遠近が一定でないので、銀円は遍く流通することができない。思うに、商帖と鈔票の比価はどこでも一律であり、銀價変動の影響を受けずに済んでいる。そこで吉林の章程に倣い、盛京の官司が本省鑄造銀円の対錢價格を固定して錢帖・鈔票と等しくし、遠近の別なく、これを全省で行使させるとともに、租税や釐金の納付にもその適用を認めて信用を保証すべし。期銀・期錢については従来通り許可し、卯期に本省の銀円か元宝銀で決済させて空売買を防止すべし」というものであった。文輿は増韞の提案を採用し、奉天銀円一元を東錢六六〇〇文、制錢換算で一〇〇〇文に固定するとともに、空売買の嚴禁を条件に期銀・期錢の禁を弛めよと上奏したのである。

増韞の第一提案は、銀錢比価の公定である。当時の奉天では、商人が発行する錢票と華盛官帖局が発行する銀票との比価の方が現銀と現錢との比価より安定していた。現銀價值が乱高下するのは基本的に銀円も制錢も流通量が乏しかつたからである。現物の追加供給が当面困難なため、紙幣を通貨の中心に据えようというのが増韞の狙いであった。但し、錢票も銀票も兌換券であり、銀錢相場の影響を受ける。そこで銀錢相場を固定せよと彼は主張する。

第二提案は、期行および期銀・期錢の解禁である。康徳『盛京通志』卷一四七、財政三、幣制は、文輿の上奏に対し「期銀・期錢は商の旧に照らして開行するを聴す。但し期に到らば、専ら本省の銀元或いは市面の実銀を以て、数を按じて開付せしめ、憑空売買するを准さず」との注釈を加えていることから明らかなように、期銀・期錢とは蓋平の抹銀や長春の抹錢と同じ預金通貨であり、おそらく過碼銀のことを指しているものと思われる。

では期行とは何か。文輿の上奏の末尾には「期行禁有りて、商賈前まざれば、則ち銀円の銷路暢び難し。銀円通ぜず、銀錢兩ともに欠すれば、則ち期行の過帳仍虚し。二者は相輔いて行い、偏廢す可からず」とあり、期行は預金通貨による振替決済を行う金融機関であると見られる。過碼錢を扱う者は錢舖であった。ただ、増韞は「奉天では現物の銀錢が異

常に欠乏するため、従来商民が官の許可の下に期行を設置して交易の助けとしており（奉天現銀・現錢。異常欠乏。従前官吏。均聽商民開設期行。以資週転」と述べており、期行は自然発生的に生起したのではなく、官民が約して特定の場所に開設したもののよう読み取れる。彼はまた「各都市の銀行も遠近が一定でない（而各城銀行。遠近不一）」とも言うが、この銀行も期行に似た機関のようである。

ところで、長春の抹錢は銀市と呼ばれる貨幣取引所で売買されていた。増韞の言う期行や銀行も、個別の金融機関ではなく、取引所のことと考えると平仄が合う。彼は期行における期銀・期錢の売買を認めよと主張するのであるが、期銀や期錢は一種の先物であるから、その売買を許すことは通貨の投機的取引の解禁に他ならない。空売買の禁止は謳われてはいるが、証拠金制度などの提言はなされていない。増韞や文輿は政府が禁止する過帳制度を黙許してでも、奉天市場に流動性を追加供給する必要性に迫られていたのである。

過帳制度は奉天・錦州・蓋平・長春だけでなく、清末環渤海圏の各都市で見られた。佐々木正哉は東三省以外の預金通貨として張家口の撥兌銀、周村の撥帳銀、龍口の抹帳錢、芝罘の撥兌銀などを挙げるが^④、光緒末の天津でも、貨幣不足に対処するため、殷実なる銀号数十家が合同で銀市を開設し、期票を発行していた。期票の卵期は二・三・四箇月で、利息は五釐から八釐までであるが、これは単なる預金通貨に止まらず、北京や上海でも兌換できる為替手形のようなものに発展していったらしい^⑤。また民国期の河北省宝坻県でも、錢行（錢舖）が連合して銀市を組織し、これを金融の中核にする^⑥。天津—宝坻間交易は天津為替による互相抹兌（相殺決済）制度を用いていた^⑦。このように、銀市の過帳制度は当地の貨幣不足を補填するだけでなく、都市間の為替決済制度にも発展していった。そして銀市を運営したのが錢舖であった。

文輿が提案した固定相場制導入と過帳制度解禁が中央政府でどのように取り扱われたのかを確かめることはできない。ただ、その後の東三省の金融政策は、明らかに文輿の提案とは背馳するものであった。銀錢の固定相場制は実施された形跡が全く見当たらない。過帳については既述の通り、光緒三四年、將軍趙爾巽により過碼銀が禁止された。この

措置がどの程度の実効性を有していたのかはさておき、政府は抹兌錢帖や預金通貨に頼らず、正貨の増発により流動性の不足に対処しようとしたようである。光緒二八年には吉林將軍長順が銀円の鑄造を開始し、光緒三〇年には盛京將軍增祺も銅元や大小銀元を鑄造したが⁵²、その後、光緒三十一年に奉天官銀号が、光緒三四年に黒龍江官銀号が設立され、光緒二四年設置の吉林の永衡官帖局とともに銀円票を發行した。一方、吉林や黒龍江の抹兌錢帖は永衡官帖局と広信公司が發行する官帖によって回収された。このように、清末東三省の幣制は、奉天および吉黒都市部が銀円（小洋錢）とその兌換券に、吉黒農村部が錢建て官帖に収斂しつづつあった。

省政府による銀貨・官銀号銀券・官帖の投入は、外国貨幣や私帖を完全に駆逐できなかったものの、東三省の金融を緩和し、貨幣主権を守る上で一定の役割を果たした。何よりも、私帖を官帖に置き換えたことは、通貨の信用性向上に大きく貢献したであろう。特に奉天では、地方官や「地方公共財団」「商業儲蓄会」などの民間団体が私帖や過帳の整理に当たったが⁵³、短期間の回収が不可能な地域でも、公議會による私帖の連環保証や、信用度のより高い私帖への交換という形で整理が進められた⁵⁴。商務会や地方衙門の認可を受けた私帖の發行は、吉林や黒龍江でも見られた⁵⁵。

しかし清末の政治的分権化に影響され、清朝は東三省での幣制統一を果たせず、むしろ省政府が各自の思惑で通貨制度を操作する傾向が強まった。その結果として、よく言われるように、各省が財政補填のため奉天票や官帖を濫発するようになった。また、各種の貨幣が併存するため、貨幣の投機的売買が一層激しくなった。二〇世紀になると、銀市は預金通貨の發行機関というより、錢舖による貨幣投機の間となった。前掲『滿洲ニ於ケル支那側金融機関ト通貨』によると、「凡ソ一市ノ錢莊ハ、毎日銀行（銀市）ニ会合シ、其地ニ存在スル各種銀元、銅元、金票、羌帖、鈔票ノ投機的売買ヲナシ、各貨幣ノ相場變動ニヨリリスルアルハ、恰モ我国ニ於ケル有価証券売買ト同シ」（三四頁）とあり、また「錢舖モ従来私票ヲ發行シ、票莊ト商人トノ中間ニ立チ、有力ナル金融機関ナリシモ、新式各銀行設立セラレ、紙幣發行權ヲ有スルニ至リシヲ以テ、營業漸次不振トナリ、昔日ノ盛況ヲ見ニ至ラス。今ヤ僅カニ中流以下ノ金融機関トシテ、貸付及外国貨幣（金票、鈔票、羌帖）ノ投機的売買ヲナスニ過キス」（七四頁）とあるように、民国以降、私帖發行機

能を喪失して零落した錢舗は、銀市にて外国貨幣を含む通貨の投機的売買に活路を見出すようになったのである。

おわりに

一九世紀後期から二〇世紀初頭にかけて、東三省では農業開発が急速に進展したが、通貨供給が経済成長に追い付かず、商人の発行する私帖が流動性を補填した。吉林では、咸豊期に政府が銀票・錢鈔を通行させたことを契機として、同治以降、民間による抹兌私帖の流通が盛んになった。一方奉天では、光緒年間より過帳と呼ばれる預金通貨による振替決算制度が普及し、現銀不足を補うようになった。吉林の抹兌も部分的に過帳に発展した。抹兌や過帳のような民間が創造した信用貨幣に対し、政府は銀貨・銅貨・銀票・錢帖を発行することでその駆逐を図り、相当の成果を達成した。以上が本稿の結論である。

民国以降、東三省は紆余曲折を経ながらも幣制統一を模索し、満州事変直前には現大洋票による統合を目前にしていた。私帖や預金通貨もしぶとく生き残っていたが、一九世紀末の面影は失われていた。総じて、抹兌と過帳は、銀と制錢による伝統的通貨制度の衰退と銀行券による管理通貨制度の未発達との狭間に生まれた、過渡的な金融制度であると言えるだろう。

註

- (1) 周藤吉之『清代満洲土地政策の研究』河出書房、一九四四年、石田興平『満洲における植民地経済の史的展開』ミネルヴァ書房、一九六四年。
- (2) 安富歩「定期市と県城経済——一九三〇年前後における満洲農村市場の特徴——」『アジア経済』四三卷一〇号、二〇〇二年。

- (3) 楊合義「清代活躍於東北的漢族商人」『食貨月刊』五卷三号、一九七五年。
- (4) 路遇『清代和民国山東移民東北史略』上海社会科学出版社、一九八七年、荒武達朗「清代乾隆年間における山東省登州府・東北地方間の人の移動と血縁組織」『史学雑誌』一〇八編二号、一九九九年など。
- (5) 川久保悌郎「清代における焼酒の盛行について」『集刊東洋学』四号、一九六〇年、同「清代満洲における焼鍋の簇生について」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六一年。
- (6) 拙稿「清代東銭考」『史学雑誌』一一四編三号、二〇〇五年。
- (7) 安富歩・福井千衣「満洲の県流通券——泉城中心の支払共同体の満洲事変への対応——」『アジア経済』四四卷一号、二〇〇三年。
- (8) 代表的成果として、前註(1)石田、金子文夫『近代日本における対満州投資の研究』近藤出版社、一九九一年、安富歩『満洲国』の金融』創文社、一九九七年、西村成雄「張学良政権下の幣制改革——『現大洋票』の政治的含意——」『東洋史研究』五〇巻四号、一九九二年などがある。
- (9) 前註(1)石田、二七八頁、前註(7)安富・福井、一〇頁。
- (10) 拙稿「清代の京銭と折銭納税」名古屋大学『東洋史研究報告』二九号、二〇〇五年。
- (11) 謝杭生「清末各省官銀錢号研究(一八九四—一九二一)」『中国社会科学院経済研究所集刊』一一集、一九八八年。
- (12) 光緒『吉林通志』卷三八、經制三、祿餉。
- (13) 同右、卷四〇、經制五、錢法。
- (14) 鈴木中正「清代の満洲人蔭について」愛知大学『文学論叢』開学十周年記念特輯、一九五七年、川久保悌郎「清代人参採取制度についての一考察」『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』大安、一九六四年。
- (15) 遼寧省檔案館編訳『盛京参務檔案史料』遼海出版社、二〇〇三年、二四七—二四八頁「盛京將軍衙門為知會議准之黃酒舖戶自行蹂造麵块并応領参票之章程事咨盛京内務府衙門」(嘉慶五年七月二二日)。

- (16) 『吉林省の財政』南滿洲鉄道株式会社庶務部調査課、一九二八年、三四五頁。
- (17) 『宮中硃批奏摺財政類』MF卷三一、咸豐四年五月一六日、吉林將軍景淳。
- (18) 同右、咸豐四年九月一八日、吉林將軍景淳。
- (19) 中国第一歴史檔案館編『咸豐同治兩朝上諭檔』広西師範大学出版社、一九九八年、第七冊、咸豐七年四月八日。
- (20) 『宮中硃批奏摺財政類』MF卷三一、咸豐七年三月二四日、吉林將軍景淳、同右、咸豐七年一〇月二四日、吉林將軍景淳。
- (21) 前註(10) 拙稿。『宮中硃批奏摺財政類』MF卷六三、同治二年八月二五日、盛京戸部侍郎和潤等。
- (22) 『咸豐同治兩朝上諭檔』第一四冊、同治三年九月一七日。
- (23) 同右、同治三年一二月一六日。
- (24) 同右、同治三年一二月二二日。
- (25) 『光緒朝硃批奏摺』第九一輯、光緒九年五月二三日、署理吉林將軍玉亮等。
- (26) 『北滿洲特殊通貨としての官帖に就て』横浜正金銀行調査課、一九二五年、七頁。
- (27) 『光緒朝硃批奏摺』第九一輯、光緒一〇年一二月二四日、吉林將軍希元等。
- (28) 前註(1) 石田、二七八—二七九頁。
- (29) 『宮中硃批奏摺財政類』MF卷三一、同治一一年一〇月二五日、吉林將軍奕榕。
- (30) 加藤繁『道光咸豐中支那にて鑄造せられたる洋式銀貨に就いて』(加藤『支那經濟史考証』下卷、東洋文庫、一九五三年所収)四五〇頁。
- (31) 『光緒朝硃批奏摺』第九一輯、光緒一三年閏四月一〇日、吉林將軍希元等。
- (32) 同右、第九一輯、光緒一四年四月一—二日、吉林將軍長順等。
- (33) 同右、第九一輯、光緒一八年四月一八日、吉林將軍長順等。
- (34) 同右、第九一輯、光緒一八年一二月一八日、吉林將軍長順等。

- (35) 同右、第九一輯、光緒十三年一〇月二五日、直隸總督李鴻章。
- (36) 同右、第九二輯、光緒二十二年二月一日、盛京將軍依克唐阿、同右、光緒二十四年閏三月二八日、盛京將軍依克唐阿、康德『奉天通志』卷一四七、財政三、幣制。
- (37) 『光緒朝硃批奏摺』第九二輯、光緒二十五年七月一三日、吉林將軍延茂等、『北滿洲特殊通貨としての官帖に就て』一八一—一九頁。
- (38) たとえば『北滿洲經濟調査資料』南滿洲鐵道株式会社庶務部調査課、一九一〇—一九一一年、六六一—六七頁など。
- (39) 前註(一)石田、五四〇—五四二頁。
- (40) 『北滿洲經濟調査資料』一六三頁。
- (41) 『南滿洲經濟調査資料』南滿洲鐵道株式会社調査課、一九〇九—一九一〇年、第一、蓋平、一四三—一四四頁。
- (42) 同右、第四、奉天、一一〇頁。なお『滿洲日日新聞』明治四十二年三月二六日「滿洲金融狀況」によると、光緒三十二年、奉天將軍が過碼すなわち抹兌銀による振替と錢舖の錢票發行を禁止したとある。
- (43) 徐世昌『退耕堂政書』卷五、奏議五「密陳考查東三省情形摺」、同右「附考查奉天省情形單一財政、康德『奉天通志』卷一四七、財政三、幣制。
- (44) 宮下忠雄『中國幣制の特殊研究』日本學術振興會、一九五二年、五一—二頁。
- (45) 『南滿洲經濟調査資料』第五、長春、一一六一—一七頁。
- (46) 同右、一一七頁。
- (47) 拙稿「清末民初奉天における大豆交易——期糧と過炉銀——」名古屋大学『東洋史研究報告』三二一—三二七頁、二〇〇七年。
- (48) 『光緒朝硃批奏摺』第九二輯、光緒二十五年四月二日、護理盛京將軍文興等。
- (49) 佐々木正哉「營口商人の研究」『近代中國研究』第一輯、東京大學出版會、一九五八年、二六二—二六三頁。原文は「揆兌」「揆帳」となっているが、「撥兌」「撥帳」の誤記と思われる。
- (50) 『天津商會檔案匯編(一九〇三—一九二二)』天津人民出版社、一九八九年、六五三—六五四頁「津商務公所為溝通南北金融往

来必倡行期票事致函上海商会并附章程四条」（光緒二十九年末と推定）

但紙幣未通。周軫仍滯。屢与各行商。周咨博訪。多以倡行期票為言。敝所詳加考核。亦以南北關鍵。非此法。不足以資流通。而化滯塞。擬「擬」仿外埠鑄期之法。而變通之。由商董。公舉殷實銀号数十家。連環互保。准其出写期票。五釐起息。至多不得過八釐。或二月為限。或三月為限。或四月為限。到期如有不便。可以推緩一期。須于期票上。注明北京・上海・天津。准其互相兌付。聯絡一氣。

また、天津『大公報』光緒二十九年一月九日「清平津郡市面」も、現銀不足に対処するため、錢舖が三・六・九・臘月を決算期とする過賑抹兌銀を振り出すことを主張しており、一月一六日「疏通市面」によると、紳董寧世福・卞煜光・王賢賓・么聯元が中心となつて、資本金二〇万両を募り、商務公所より銀錢帖を發行したとある。なお天津銀号の銀両振替制度については、前註（44）宮下、四九五―四九九頁も参照。

(51) 畢相輝「河北省宝坻県金融流通之方式」方顯廷編『中国經濟研究』下、商務印書館、一九三八年。

(52) 『光緒朝硃批奏摺』第九二輯、光緒二十八年四月二二日、吉林將軍長順、康徳『奉天通志』卷一四七、財政三、幣制。

(53) 宣統『新民府志』貨幣、民国『岫巖県志』卷二、政治、財政、貨幣、民国『安東県志』卷六、人事、商業、安東錢法木料系業斗盪之改革。

(54) 康徳『梨樹県志』丁編人事、卷四、実業、金融、民国『錦西県志』卷二、人事、商業、幣制。なお、公議会の信用創造については、倉橋正直「營口の公議會」『歴史学研究』四八一号、一九八〇年を参照。

(55) 『北滿洲經濟調査資料』一七八頁。